

令和7年度第1回浜田市保健医療福祉協議会 会議録

会 議 名	令和7年度 第1回浜田市保健医療福祉協議会
開 催 日 時	令和7年9月30日(火) 18:30~20:30
開 催 場 所	浜田市役所4階 講堂A B
会 議 の 担 当	健康福祉部 地域福祉課
議 題	1 各種計画の進捗状況等について 2 新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
公開・非公開	公開(傍聴者0名)

【出席者】

委 員 (15名)	大石委員、中島委員、角委員、青木委員、梶原委員、川神委員、栗栖委員、佐々木委員、煙艸委員、室崎委員、中本委員、岡本委員、山根委員、丸田委員、三浦委員
事務局 (13名)	久保健康福祉部長、中谷地域福祉課長、小驛地域福祉係長、大下障がい福祉係長、椋木健康医療対策課長、紀健康増進担当課長、小松高齢者福祉係長、西川高齢者福祉係専門技術員、野上健康づくり係長、岩地健康づくり係専門技術員、龍河子ども・子育て支援課長、小林子育て世代包括支援担当課長、吉村子ども政策係長

1 会議成立報告

20名中15名の出席により、委員の半数を満たす。

2 会長あいさつ

3 【報告事項】各種計画の進捗状況等について

資料No.1~No.8について、資料により進捗状況を説明。

(1) 地域福祉計画(資料No.1)

委 員	会議の資料全般についてだが、この昨日自宅に資料が配達された。これでは資料を熟読する時間がなく、議題に対する質問も十分にできない。今後はもう少し早く資料を送付するよう改善することを約束してほしい。
事務局	資料の送付が遅くなったことは大変申し訳なく思っている。今後は、もう少し早く資料を送付する。
委 員	小中高校生への福祉教育について、授業を受けた生徒の反応はどのようなものであったか伺いたい。
事務局	学習の一環として、介護や車いすで校内を移動する体験を行っているが、生徒たちからは介護の大変さや、施設のバリアフリーの重要性を学ぶことができよかったという感想を伺っている。

委員	ゆめタウンイズミにデジタルサイネージを設置し行政情報を発信しているとのことであったが、場所はどこに設置してあるか。
事務局	1階のセルフレジ横に設置している。
委員	セルフレジ付近で立ち止まってゆっくりデジタルサイネージを眺めるかどうか、少し疑問に感じる。より多くの人に見ていただけるよう、設置場所の検討もしてほしい。
委員	職域での健康づくりを推進するため、出前講座や健康づくりセミナーを実施されたということであるが、職域での健康づくりを行うメリットや、反応などを教えてほしい。 また、浜田市では職場と居住地がそんなに離れていないが、都市部では状況が異なると思う。浜田市で職域の健康づくりを行うメリットを教えてほしい。
事務局	浜田市においては、働き盛りの年代から健康指標が少し悪くなっているという状況もあり、令和元年度から健活事業所応援プロジェクトとして取組を進めている。 事業所の方に集まってもらって、健康づくり活動を行うことで、健康であることの大切さや、従業員が健康であることが経営にも良い効果があることなどを知っていただくことができた。 久しぶりの開催となったので、参加人数は多くはなかったが、参加された事業所からはとても良かったという意見を聞いた。
委員	参加された事業所は市内の民間企業ということになるか。
事務局	健活事業所として登録されている事業所には積極的に案内をさせていただき、それ以外にも商工会議所にもPRを行った。 島根県立大学の職員の方も参加していただき、引き続き参加したいとの意見も聞いている。

(2) 再犯防止推進計画（資料 No. 2）

委員	矯正施設を出所した人に対し、市営住宅等に入居しやすい環境づくりを行っているとのことであるが、先日ある市民が市営住宅に関するご意見を色々と言っておられた。 その方によると、市営住宅に入居しておられる方で溝蓋が壊れているとか色々としに伝えても全く取り上げてもらえないということも聞いている。 計画で入居しやすい環境づくりを目指すのであれば、住宅部局だけではなく、健康福祉部でも市営住宅の居住環境を確認して、問題がないのか横断的にチェックしてほしい。
----	--

事務局	<p>住宅の管理については住宅部局で行っているが、管理が適正に行われているかどうかについて把握ができていない。また、我々健康福祉部の職員が市営住宅を見て回って居住環境を確認できるかどうかということについては、非常に難しいと考える。</p> <p>しかしながら、入居者の方からそういったご意見が届けば、住宅部局と情報共有をしながら対応していきたい。</p>
委員	<p>こういった計画を策定されているので、出所した方が入居された後は福祉部門は知らないというのではなく、最後まで責任を持つべきではないかと思う。住宅の管理は管轄外というのは、縦割行政の悪いところだと思う。入居された方が本当に安心して暮らすことができるよう、最低限福祉部局も努力をするべきではないかと思うが、それはしないということなのだろうか。</p>
事務局	<p>再犯防止という観点に限らず、色々な事情があって、その一環として市営住宅への入居を案内させていただくという事例もある。そういった方に対しては、住宅に限らず必要となる支援を行う。</p> <p>しかしながら、純粹に住宅管理だけの問題であれば、やはり住宅部局を中心に行っていくことになると思う。</p> <p>福祉部局では色々な方をサポートしているので、個別に住宅に関して何らかの支援が必要であれば、住宅部局とも連携しながら対応を行っていく。</p>
委員	<p>出所した人が住むにしても、ただ住めれば良いというような扱いではなく、人として大事にされているのだということが伝わらないと、再犯防止にはつながらないと思う。</p> <p>先程も申し上げたが、縦割行政を改善し、ちゃんと人に向き合ってほしい。</p>

(3) 障がい者計画、障がい福祉・障がい児福祉計画（資料 No. 3）

委員	<p>障害のある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例について、市民にどれくらい浸透しているか認識を伺いたい。</p>
事務局	<p>障害者週間に合わせたパネル展示や、年に数回PR活動を行っているが、まだ市民の方に広く浸透していないのではないかと感じている。</p> <p>今後、障がい者差別解消推進委員会などで、この条例の理念を広く市民の方に理解していただくための取組について、委員からご意見等をいただき推進したいと考える。</p>
委員	<p>条例を制定した後に、こういった取組をして課題が解決するのかが見えていないと、市民に広く浸透しないと考える。</p> <p>取組のひとつである表彰事業について、表彰の対象となる団体</p>

	<p>は応募なのかそれとも推薦なのか、また、どういった取組が評価されるのかということについてご教示いただきたい。</p>
事務局	<p>表彰団体については、例年7月に募集を行うが自薦でも他薦でも良い。どのような取組が評価されるかということについては、少しご説明が難しいが、令和6年4月に障害者差別解消法が施行され、事業者による障がいのある人への「合理的配慮」が義務化された。このため、法律に基づいて事業者が当然行うべき「合理的配慮」の取組については、表彰に該当しないと考えている。</p> <p>表彰基準として数値化されている明確なものがあるわけではないが、皆さんが良い取組をしている団体をご存じであればぜひ情報提供いただきたい。</p>
委員	<p>保育所等訪問支援について、計画の目標値よりも実績値の方が少なく、その理由としてサービスを利用することで周囲のこどもにからかわれたりすることが嫌で利用をしないのではないかと分析しておられたが、実際にそのような事例があったのだろうか。</p>
事務局	<p>これは毎月実施する自立支援協議会で実施に報告があった事例で、小学校高学年になると訪問支援員が学校に来た際に、利用する児童がひやかされるという事例もあった。また、利用者数が増えなかった理由としては、学校側も忙しくて受け入れることが難しいというところもある。</p> <p>これらを解決するために、幼少期にできる限り早くサービスの利用につながるよう、保育所等の関係機関と連携したいと考える</p>

(4) 高齢者福祉計画（資料 No. 4）

委員	<p>介護予防の推進について、訪問型サービスA、通所型サービスAを実施したとあるが、どういった事業所が実施しているか教えてほしい。また、住民主体で行う訪問型サービスB、通所型サービスBの活用状況は現在どうなっているか。</p>
事務局	<p>訪問型サービスA、通所型サービスAについては実施する事業所がなかなか増えないというのが現状であるが、介護予防をベースにした事業であることから、100歳体操を実施していただける事業所がメインになって行っている。</p> <p>また、訪問型サービスB、通所型サービスBについては、地域で主体的に取り組むことの重要性は認識しているが、実際には実施する団体がなかなか見つかりにくいので、生活支援コーディネーターと連携していきたいと考える。</p>
委員	<p>訪問型、通所型サービスAについては、従来の基準が緩和された形のものであると思うが、事業所は従来の基準と緩和された基準と事業をどのように使い分けているか、分かれば教えていただ</p>

	きたい。
事務局	従来の基準を選ぶにはチェックシートがあり、身体や精神の状態がチェックシートに当てはまる人でないと従来型に変更できないということになっている。そのチェックシートを踏まえ、ケアマネージャーがそれぞれ従来型にするか緩和型にするかを決定していただく流れになっている。
委員	先ほど、浜田市の健康寿命は島根県内で最下位であるとの説明があったが、その原因についてどのように分析しているか。
事務局	今まで浜田市では、健康診断のデータと介護予防がうまくリンクできていなかったということがあり、令和4年度から健康診断結果を分析し、介護予防につなげるという事業を実施している。この取組が実れば健康寿命の延伸に効果があると考えている。 また、健康寿命が島根県で最も長い雲南市と浜田市のデータを島根県保健環境科学研究所で分析していただいているところであるが、大まかには、雲南市は若い世代で高齢者と同居する人が多く、家庭の介護力が高いことと、地域の介護予防の取組を丁寧に継続されており、それが健康寿命に反映していると分析している。
委員	保健所でも原因を分析しているが、65歳になった時点で雲南市と浜田市では随分と差が出ていると感じている。 具体的には男性で言うと血圧などの数値、また女性で言うと、毎日飲酒をする人が予想以上に多い。飲酒量をコントロールすることを働き盛り世代のうちから進めていく必要がある。

(5) 健康増進計画（資料 No. 5）

質疑なし

(6) 自死対策総合計画（資料 No. 6）

質疑なし

(7) 食育増進計画（資料 No. 7）

委員	～元気な浜田は野菜たっぷり塩ちょっぴり～をキャッチフレーズとして掲げているが、夏場の熱中症対策には水分と塩分をしっかり摂取することが必要だと言われていると思う。この書き方を修正する必要はないだろうか。
委員	この計画で「塩ちょっぴり」と言われているのは、いわゆるナトリウムのこと。熱中症に有効な塩分はナトリウムだけではなく、野菜に沢山含まれるカリウムも有効である。

	保健所の立場としては、野菜をしっかり食べることを推進していただきたいと思うので、この表記で問題はない。
委員	熱中症対策として塩分を摂取しようとするマスコミなどでは盛んに言われているが、色々なデータはあるが、学会レベルでは因果関係はそこまで明らかになっていない。
委員	以前、子ども達と学校給食と一緒に食べる機会があったが、給食時間が短く、子ども達はよく噛まずに、飲み込む様にしてご飯を食べていた。給食時間はそれぞれの学校の裁量で決定されると以前聞いたことがあるが、子ども達が給食をゆっくり味わって食べることができるよう、時間を配慮していただきたい。

- (8) 子ども・子育て支援事業計画（資料 No. 8）  
 質疑なし

4 【議題事項】

- (1) 新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について（議題資料）

事務局	新型インフルエンザ等対策特別措置法（以後「特措法」という。）に基づき、平成27年1月に「浜田市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、以後、必要な改定を行ってきた。このたび、国が新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、政府行動計画を全面改正したことから、市町村の行動計画についても改正を行う。
委員	内容については、国及び県の指針に従って改正を行うということが良いか。
事務局	国から改正のための手引きが示されているので、それに基づいて改正を行うことになる。

- (2) 決議について  
 計画の改定を行うことについて可決。